

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（案）に関する意見募集の結果について

令和8年4月7日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（案）について、令和8年2月5日（木）から同年3月6日（金）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	リネンサプライ協会が一括の窓口となっており、業界の独占になるのではないか。	育成就労を行わせる事業者の設備の基準として、日本リネンサプライ協会の運用する衛生基準又は医療関連サービス振興会の運用する基準に適合する必要があるところ、実際に育成就労外国人を受け入れるのは上記基準等を満たした受入機関となるため、リネンサプライ協会による業界独占にはならないと考えております。
2	安易に外国人労働者の受入拡大に走るべきではない。	育成就労制度においては、育成就労産業分野ごとに作成している分野別運用方針において、生産性の向上及び国

		内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定しております。
--	--	---